

排水設備工事の検査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、豊中市指定排水設備工事業者（以下「排水設備工事業者」という。）が監理する排水設備工事（以下「工事」という。）について、豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づく検査の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この内規において用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新設工事 建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4及び第6条の規定に基づく建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）が必要な新築工事における排水設備工事
- (2) 増設工事 建築確認申請が必要な建物の増設工事における排水設備工事
- (3) 改造工事 既存建物でくみ取便所又は浄化槽使用便所から水洗便所へ切り替える排水設備工事
- (4) 切替工事 設置されている排水設備の排水先を変更する排水設備工事
- (5) 屋内排水設備
 - ア 汚水については屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備
 - イ 雨水についてはルーフトレン及び雨どいから雨水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備
- (6) 屋外排水設備 屋内排水設備からの汚水と雨水を接続する屋外の汚水ます及び雨水ます又は排水管から公共下水道に至るまでの排水設備
- (7) ディスポーザ排水処理システム 豊中市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成12年5月1日制定）に定めたシステム
- (8) 排水設備工事点検表 排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が検査項目について確認する帳票

(検査の時期)

第3条 豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、排水設備工事計画確認申請書（以下「計画申請書」という。）を提出した申請者に豊中市下水道条例施行規程（平成20年豊中市企業管理規程第16号）第7条第1項に規定する排水設備工事完工届（以下「完工届」という。）を提出させ、検査日時を調整し決定する。この場合において、給水装置工事しゅん工検査と同時に検査を行う場合は、双方工事のしゅん工検査日を調整し決定するものとする。

2 管理者は、申請者からの申出によりやむを得ないと判断した場合、給排水サービス課長が指名する検査員（以下「検査員」という。）の了解を得て検査日時を変更することができる。

（完工届の様式）

第4条 完工届は、給水装置工事施行指針に定める様式第2号を使用するものとする。

（完工届の添付資料）

第5条 完工届の添付資料は、次の各号による。

- (1) 条例第6条第2項ただし書による変更があった場合は、変更図面
- (2) 排水設備工事点検表
- (3) その他検査員が必要と認める資料

（検査の立会人）

第6条 検査の立会人は、計画申請書に記載された責任技術者とする。ただし、やむを得ない理由により、立会人を変更する場合の要件は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 検査員の事前了解を得ること。
- (2) 当該工事を施工した事務所に所属し、上下水道局に届け出ている責任技術者であること。
- (3) 当該工事について、検査員の質問に即答できるよう十分な引継ぎを受けていること。

（検査の方法）

第7条 工事の検査方法は、次の各号による。

- (1) 屋内排水設備で建築確認申請のある工事については、建築基準法等関係法規に基づく現地検査及び書類検査
- (2) 屋内排水設備で前号以外の工事については、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく現地検査及び書類検査
- (3) 屋外排水設備の工事については、下水道法に基づく現地検査及び書類検査

（検査の内容）

第8条 排水設備の検査は、次の各号による。

- (1) 現地検査
 - ア 両図の方位、建物配置及び土地境界の照合
 - イ 添付図面と排水箇所の照合
 - ウ 器具防臭の設置状況
 - エ 屋内排水管の管径
 - オ 屋内排水管への排水実施による施工状況
 - カ 汚水排水管の通気状況

- キ 排水ヘッダーが設置されている場合は、点検孔の設置状況
- ク 屋外排水管の延長
- ケ 排水設備のます位置及び種別、径
- コ 排水設備のます内の管接続状況
- サ 屋外排水管の排水経路及び管径
- シ 屋外排水管の目視による排水状況
- ス 合流区域の場合は、雨水防臭対策状況
- セ 汚水排水で器具防臭が設置されていない場合の防臭対策
- ソ 公共汚水ますの位置、種別及び接続状況
- タ 宅地内雨水排水を宅地内公共雨水ますに接続放流する場合は、ますの位置、種別及び接続状況
- チ 宅地内雨水排水を側溝等に接続放流する場合は、接続状況
- ツ 分流区域の場合は、排水設備の分流化確認
- テ ディスポーザ排水処理システムを使用する場合は、設備の状況
- ト 排水ポンプを使用する場合は、排水槽設備の状況

(2) 書類検査

計画申請書を提出し、排水設備工事計画確認通知書が発行された計画申請書に添付の資料並びに第5条の規定により提出のあった変更図面及び排水設備工事点検表との照合を行う。

2 前項第1号アからセまでの検査内容については、単純な構造で、かつ、一般的な工事の場合に検査員が認めるもので、次の各号のいずれにも該当しないときは、現地検査に代え排水設備点検表による書類検査とすることができる。

(1) 排水設備工事業者が本市において新規に指定を受けてから、検査件数が3件以内の場合

(2) 他の工事の検査で指摘や検査不合格があり、指摘箇所の改善や訂正が完了していない場合

(手直し等)

第9条 検査員は、工事の施工が前2条に規定する検査対象で内容が適合しないと判断したときは、指定する期限内に手直しを行うよう、責任技術者に指示する。

(検査の中止)

第10条 検査員は、検査時に次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止する。

(1) 責任技術者が指示に従わないとき。

(2) 検査の執行が妨害されたとき。

(3) 現地と検査資料（申請図及びその他資料）が明らかに違うとき。

(4) 責任技術者の事前の現場チェックが行われず、検査の準備ができていないとき。

(その他)

第 11 条 この内規に定めるもののほか、検査について必要な事項が生じたときは、その都度定める。

附 則

この内規は、平成 21 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 2 年 9 月 1 日から実施する。